

○藤岡市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱

平成28年3月9日

告示第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生鳥獣による農林産物の被害の軽減を図るために実施する対策(以下「有害鳥獣被害対策事業」という。)に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、藤岡市補助金等に関する規則(昭和42年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 この事業の対象者は、市内に住所及び農地を有する者とする。

2 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、有害鳥獣被害対策事業に要する侵入防止柵等(電気柵、金網柵、防護ネット等をいう。)の設置のための資材の購入費で2万円以上のものとする。

3 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、5万円を上限とする。

4 補助金の交付は、1世帯につき1の年度において1回に限るものとする。

5 過去に有害鳥獣被害対策事業を実施した農地に新たに侵入防止柵等を設置する場合は、過去に設置した侵入防止柵等が法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第1条第1項に規定する耐用年数をいう。)を経過している場合に限り補助の対象とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算書(様式第2号)

(2) 見積書の写し

(3) 資材設置予定位置図

(4) 現況写真

(交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、内容を審査し、相当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、有害鳥獣被害対策事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、当該事業を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ有害鳥獣被害対策事業計画変更(中止)申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算書
- (2) 変更の内容が確認できる書類

2 市長は、前項の申請に基づき交付決定を変更するときは、内容を審査し、適当と認めるときは、有害鳥獣被害対策事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 第4条及び前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに有害鳥獣被害対策事業完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績及び収支精算書(様式第7号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 資材納品時の写真
- (4) 資材設置完了後の写真

(補助金額の決定)

第7条 市長は、前条の完了報告書が提出されたときは、内容を審査し、補助金の額を決定する。

(維持管理等)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受け購入した資材により設置した侵入防止柵等(以下この条において単に「侵入防止柵等」という。)の適正な維持管理に努め、侵入防止柵等の使用に当たっては、事故等の防止に配慮するものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付目的に反して侵入防止柵等を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第55号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第45号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

申請者 住所
氏名
電話番号

補助金の交付を受けたいので、藤岡市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第3条の規定により次のとおり申請します。

1 事業費	円（購入資材の見積額）	
2 補助金申請額	円	購入費の1/2（千円未満切捨て） 上限5万円
3 事業概要	有害鳥獣侵入防止柵等の資材の購入	
4 添付書類	(1) 事業計画及び収支予算書（様式第2号） (2) 見積書の写し (3) 資材設置予定位置図 (4) 現況写真	
5 備考		

様式第2号（第3条、第5条関係）

事業計画及び収支予算書

1 事業計画

1 事業内容	電気柵・金網柵・防護ネット・その他（ ） の購入
2 資材設置場所	藤岡市 番地
3 受益面積	m ²
4 対象有害鳥獣	イノシン・シカ・ハクビシン・その他（ ）
5 完了予定年月日	年 月 日

2 収支予算書

(1) 収入

区 分	予算額 (円)	備 考
市補助金		
自己負担金		
計		

(2) 支出

区 分	予算額 (円)	備 考
資材購入費		
計		

注 変更の場合には、変更前を上段（ ）書きとし、変更後を下段に記載すること。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

藤岡市長 回

有害鳥獣被害対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの補助金交付申請について、次のとおり補助金を交付することに決定しましたので通知します。

1 補助金の額	円
2 条件	(1) 補助事業等の完了後、速やかに有害鳥獣被害対策事業完了報告書（様式第6号）に関係書類を添えて提出すること。 (2) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずること。 (3) この事業を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ有害鳥獣被害対策事業計画変更（中止）申請書（様式第4号）を市長に提出すること。
3 指示事項	補助事業で設置した侵入防止柵等は、適正な維持管理に努めること。

様式第4号（第5条関係）

有害鳥獣被害対策事業計画変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった
事業について、次のとおり変更（中止）したいので、藤岡市有害鳥獣被害対策事
業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

1 事業費	変更前	円	変更後	円
2 補助金の額	変更前	円	変更後	円
3 完了予定年月日	変更前	年 月 日	変更後	年 月 日
4 変更（中止）理由				
5 添付書類	(1) 事業計画及び収支予算書（様式第2号） (2) 変更の内容が確認できる書類			
6 備考				

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

藤岡市長 回

有害鳥獣被害対策事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けの事業計画変更申請について、次のとおり補助金額等を変更することに決定しましたので次のとおり通知します。

1 事業費	変更前	円	変更後	円
2 補助金の額	変更前	円	変更後	円
3 完了予定年月日	変更前	年 月 日	変更後	年 月 日
4 条件	(1) 補助事業等の完了後、速やかに有害鳥獣被害対策事業完了報告書（様式第6号）に関係書類を添えて提出すること。 (2) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずること。 (3) この事業を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ有害鳥獣被害対策事業計画変更（中止）申請書（様式第4号）を市長に提出すること。			
5 指示事項	補助事業で設置した侵入防止柵等は、適正な維持管理に努めること。			

様式第6号（第6条関係）

有害鳥獣被害対策事業完了報告書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号にて交付（変更交付）決定のあった事業が完了したので、藤岡市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり報告します。

1 事業費	円
2 補助金額	円
3 事業概要	有害鳥獣侵入防止柵等の資材の購入
4 添付書類	(1) 事業実績及び収支精算書（様式第7号） (2) 領収書の写し (3) 資材納品時の写真 (4) 資材設置完了後の写真
5 備考	

様式第7号（第6条関係）

事業実績及び収支精算書

1 事業実績

1 事業内容	電気柵・金網柵・防護ネット・その他（ ） の購入
2 資材設置場所	藤岡市 番地
3 受益面積	m ²
4 対象有害鳥獣	イノシシ・シカ・ハクビシン・その他（ ）
5 完了年月日	年 月 日

2 収支精算書

(1) 収入

区 分	予算額 (円)	実績額 (円)	増減額 (円)	備 考
市補助金				
自己負担金				
計				

(2) 支出

区 分	予算額 (円)	実績額 (円)	増減額 (円)	備 考
資材購入費				
計				

様式第 1 号(第3条関係)

様式第 2 号(第3条、第5条関係)

様式第 3 号(第4条関係)

様式第 4 号(第5条関係)

様式第 5 号(第5条関係)

様式第 6 号(第6条関係)

様式第 7 号(第6条関係)